

千葉市建築工事特記仕様書（電気設備工事編）（令和8年度版）

I 工事概要

1 工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 工事種目	工 事 種 別					
	校舎	体育館				外部
電 灯 設 備	○					○
動 力 設 備	○					○
電 熱 設 備						
雷 保 護 設 備						
受 変 電 設 備	○					
電 力 貯 蔵 設 備						
発 電 設 備						
構内情報通信網設備						
構 内 交 換 設 備	○					
情 報 表 示 設 備	○	○				○
映 像 ・ 音 響 設 備						
拡 声 設 備	○					○
誘 導 支 援 設 備	○					
テレビ共同受信設備		○				
監 視 カ メ ラ 設 備						
駐 車 場 管 制 設 備						
防犯・入退室管理設備						
自 動 火 災 報 知 設 備	○					
中央監視制御設備						
構 内 配 電 線 路						
構 内 通 信 線 路						
撤 去 工 事	○					○

2 設備概要

千葉市立千城台西中学校外部改修外工事に伴う電気設備工事である。

II 工事仕様

1 特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に口印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（電標 . . . ）内の表示番号は、電標の該当事項又は当該表を示す。

項 目	特 記 事 項
1 機材の工場検査	対象機材 （ ・ ・ ・ ）
②電気工作物の種類	□ 事業用電気工作物 ・ 一般電気工作物
③電気工事士	契約電力５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
④諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
⑤工事前仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが □ できる ・ できない

6 足場・さん橋類	電改標第1編2.2.2によるほか下記による。 ☐ 本工事にて設置とする。 ・別契約の関係受注者が設置する。 ・内部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種） ・外部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種）																																																										
7 撤去材の引渡し	☐ なし ・ あり（ ）																																																										
8 耐震措置	設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。 1kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 KH 及び、設計用鉛直震度 KV＝(1/2)KH を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 【設計用標準水平震度】 <table border="1" data-bbox="421 680 1430 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">・ 特定の施設</th><th colspan="2">・ 一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、 屋上及び 塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>防振支持 の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>防振支持 の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td rowspan="3">地下階 一階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr> <tr> <td>防振支持 の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> <tr> <td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr> </tbody> </table> (注) 1 上層階とは2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合はなし) (注) 2 水槽類には、オイルタンク等を含む。 (注) 3 機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。 （ ・ ・ ） あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。 あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し (資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、 若しくはそれに準ずるもの) 作業段階確認写真 重要機器 ・ 配電盤類 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 (注) 1 設備改修工事に伴う電気設備工事の場合、電気設備の重要度は改修する機械設備の重要度に準じること	設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び 塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持 の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持 の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	地下階 一階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持 の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別			・ 特定の施設		・ 一般の施設																																																					
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
上層階、 屋上及び 塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																						
	防振支持 の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																						
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																						
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																						
	防振支持 の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																						
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																						
地下階 一階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																						
	防振支持 の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																						
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																						
9 はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。																																																										
10 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として予め動作確認を行った後に取外し、清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取り付ける。																																																										

	ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																																																																																																	
11 高圧幹線	水トリ－現象が発生する可能性のある経路を布設する場合は、その経路全体を JCS4395 に規定する 3 層押出型ケーブルとする。																																																																																																																	
12 高圧ケーブル接続	屋外で高圧ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の収縮対策としてのシーーストッパー等の対策を講じる。																																																																																																																	
13 電線本数管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて図面と相違しても差し支えない。																																																																																																																	
14 呼び線	長さ 1 m 以上の入線しない電線管には、電線太さ 1. 2mm 以上の被覆鉄線を挿入する。																																																																																																																	
15 金属製電線管等の塗装	亜鉛メッキ面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、合成樹脂調合ペイント（SOP）指定色 2 回塗りとする。 ・ 下記の配管は塗装を行う。 （ ・ 電気室 ・ 機械室 ・ 発電機室 ・ 屋外露出 ・ 屋内露出 ） ☐ 特記無き屋外配管は、熔融亜鉛メッキ仕上げとする。 ☐ 特記無き屋外ブルボックスの仕様は屋外形とし、材質は下記を適用する。 （ ☐ 熔融亜鉛メッキ ・ ステンレス ）																																																																																																																	
16 照度測定	照明改修を行う際の測定は下記のとおり対応すること。 ☐ 一般照明 居 室：改修前後の照度の測定を行う。 居室以外：改修後の照度の測定を行う。 ・ 非常用照明装置 改修後の照度測定を行う。 なお、測定箇所と測定数は監督員との協議による。																																																																																																																	
17 地中埋設深さ	図面に特記なき地中埋設管の埋設深さについては地表面から（0. 6m）以上とする。 ただし、舗装がある場合には（・ 舗装表層の下面より ・ 路盤材の下面より）計測した深さとする。																																																																																																																	
18 地中線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 （ ・ 鉄製（ 箇所） ・ コンクリート製（ 箇所） ） 地中埋設管路を新設する際、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート（2 倍長）を設けること。																																																																																																																	
19 接地極	接地極の材料は下記による。 なお、接地銅板 EPI は 900×900×1. 5 t 以上、接地棒 EB は 10φ×1, 000mm 以上とする。 <table><tr><th colspan="5">接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr><tr><td rowspan="5">電力 接地</td><td>・</td><td>共</td><td>同</td><td>接</td><td>地</td><td>EAE_d</td><td>10Ω 以下</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>共</td><td>同</td><td>接</td><td>地</td><td>EAE_cE_d</td><td>10Ω 以下</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>A</td><td>種</td><td>接</td><td>地</td><td>E_A</td><td>10Ω 以下</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>B</td><td>種</td><td>接</td><td>地</td><td>E_B</td><td>※</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>C</td><td>種</td><td>接</td><td>地</td><td>E_C</td><td>10Ω 以下</td><td>・ EP ・ EB</td></tr><tr><td></td><td>☐</td><td>D</td><td>種</td><td>接</td><td>地</td><td>E_d</td><td>100Ω 以下</td><td>EB</td></tr><tr><td rowspan="3">通信 接地</td><td>・</td><td colspan="3">構 内 交 換 機 （ 陽 極 ）</td><td>E_t</td><td>10Ω 以下</td><td>・ EP ・ EB</td></tr><tr><td>・</td><td colspan="3">通 信 用</td><td>E_At</td><td>10Ω 以下</td><td>・ EP ・ EB</td></tr><tr><td>・</td><td colspan="3">通 信 用</td><td>E_dt</td><td>100Ω 以下</td><td>EB</td></tr><tr><td rowspan="4"></td><td>・</td><td>高</td><td>圧</td><td>避</td><td>雷</td><td>E_LH</td><td>10Ω 以下</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>避</td><td>雷</td><td>設</td><td>備</td><td>E_L</td><td>10Ω 以下</td><td>EP</td></tr><tr><td>・</td><td>測</td><td>定</td><td>用</td><td></td><td>E₀</td><td>—</td><td>EB</td></tr><tr><td>・</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 電力会社との協議による。 図面に特記なきものは下表を標準とする。	接地の種類					記号	接地抵抗値	接地極	電力 接地	・	共	同	接	地	EAE _d	10Ω 以下	EP	・	共	同	接	地	EAE _c E _d	10Ω 以下	EP	・	A	種	接	地	E _A	10Ω 以下	EP	・	B	種	接	地	E _B	※	EP	・	C	種	接	地	E _C	10Ω 以下	・ EP ・ EB		☐	D	種	接	地	E _d	100Ω 以下	EB	通信 接地	・	構 内 交 換 機 （ 陽 極 ）			E _t	10Ω 以下	・ EP ・ EB	・	通 信 用			E _A t	10Ω 以下	・ EP ・ EB	・	通 信 用			E _d t	100Ω 以下	EB		・	高	圧	避	雷	E _L H	10Ω 以下	EP	・	避	雷	設	備	E _L	10Ω 以下	EP	・	測	定	用		E ₀	—	EB	・							
接地の種類					記号	接地抵抗値	接地極																																																																																																											
電力 接地	・	共	同	接	地	EAE _d	10Ω 以下	EP																																																																																																										
	・	共	同	接	地	EAE _c E _d	10Ω 以下	EP																																																																																																										
	・	A	種	接	地	E _A	10Ω 以下	EP																																																																																																										
	・	B	種	接	地	E _B	※	EP																																																																																																										
	・	C	種	接	地	E _C	10Ω 以下	・ EP ・ EB																																																																																																										
	☐	D	種	接	地	E _d	100Ω 以下	EB																																																																																																										
通信 接地	・	構 内 交 換 機 （ 陽 極 ）			E _t	10Ω 以下	・ EP ・ EB																																																																																																											
	・	通 信 用			E _A t	10Ω 以下	・ EP ・ EB																																																																																																											
	・	通 信 用			E _d t	100Ω 以下	EB																																																																																																											
	・	高	圧	避	雷	E _L H	10Ω 以下	EP																																																																																																										
	・	避	雷	設	備	E _L	10Ω 以下	EP																																																																																																										
	・	測	定	用		E ₀	—	EB																																																																																																										
	・																																																																																																																	

20	機器取付高	ただし、下表によりがたい場合は監督職員との協議による。		
21	用途表示	ブルボックス等を新規に取付ける場合は、その用途がわかるように表面に表示（屋外は耐候性のあるもの）を行うこと。 盤内に単相 200V 回路がある場合は、電圧の表示を行うこと。		

22 全館停電工事	全館停電工事においては、監督職員の立会いの他、下記の設備がある場合、事前に協議、調整すること。また、電気主任技術者の立会いは（☐必要 ・不要）とする。 （機械警備設備 自動火災報知設備 構内交換設備 構内情報通信網設備 ）
23 撤去機器の調査等	・ P C B 下記の機器を撤去する場合、P C Bの分析調査または確認を行い結果の書類にして報告する事。 （ ・変圧器（ 台） ・コンデンサ（ 台） ☐照明器具の安定器（全て） ） P C Bの含有が確認された場合の処分方法は、監督職員の指示に従うこと。 ・イオン化式感知器 イオン化式感知器を撤去する場合は、監督職員に報告するとともに処理について製造会社等に確認し適正に廃棄すること。 ・天井材 ・床材 ・外壁 ・配管パッキン ・配管エルボ保温材 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。 作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第5条及び同第4条） 石綿等の湿潤化（同第13条）、保護具等の使用（同第14条）、立入禁止措置（同第15条） 作業主任者の選任（同第19条）、作業者への教育（同第27条）